



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 栃木労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

報道関係者 各位

令和3年10月22日

【照会先】

栃木労働局労働基準部監督課

監督課長 小嶋 三喜雄

主任監察監督官 大島 充

(電話)028(634)9115

(FAX)028(632)6585

11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～ 重点監督、過労死等防止対策推進シンポジウム等を実施 ～

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。栃木労働局(局長 藤浪 竜哉)では、同月間に、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働の解消に向け「過重労働解消キャンペーン」を実施し、以下の取組を行います。

1 実施期間

令和3年11月1日(月)から11月30日(火)までの1か月間

2 主な取組

過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施

ア 過重労働相談受付集中期間【10月31日(日)から11月6日(土)】

栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン 0120 - 811 - 610(フリーダイヤル)

(月～金 17:00～22:00 土日・祝日 9:00～21:00)

イ 過重労働解消相談ダイヤル【令和3年11月6日(土)】

0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

集中的な監督指導(重点監督)

各種情報から時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導(重点監督)を実施します。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 令和3年11月15日(月) 14:00～16:10(受付 13:00～)

会場 栃木県教育会館 5階小ホール(宇都宮市駒生1丁目1番6号)

労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問(詳細は別途公表)

日時 令和3年11月16日(火) 14:00～

訪問先 ヤマゼンコミュニケーションズ(株) (宇都宮市インターパーク4-3-1)

キャンペーンの詳細等は、別紙のとおり。

「過重労働解消キャンペーン」の詳細

平成31年4月1日から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法において、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制の適用が開始されています。

また、長時間労働の問題は全国的に認められ、過労死等(脳・心臓疾患、精神障害)に関する労災請求件数・支給決定件数は高水準で推移しており、より一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められています。

このため、過労死等防止啓発月間(資料1参照)である11月を「過重労働解消キャンペーン」期間(資料2参照)とし、栃木労働局では次の～の取組を実施します。

取組 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付の実施

10月31日(日)から11月6日(土)を過重労働相談受付集中期間として
栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署の窓口で積極的に情報を受け付けます。
栃木労働局・栃木県内の労働基準監督署(開庁時間 平日 8:30～17:15)

労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル はい! ろうどう
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 (月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00)

(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>)

令和3年11月6日(土)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

0 1 2 0 - ^{なくしましよ}7 9 4 - ^{長い残業}7 1 3 (9:00～17:00) 当日限定。

なお、上記以外にも、次のとおり相談を受け付けています。

栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」

平日 8:30～17:15 年未年始(12月29日～1月3日)を除く。

栃木労働局総合労働相談コーナー	028(634)9112
宇都宮総合労働相談コーナー	028(633)4251
足利総合労働相談コーナー	0284(41)1188
栃木総合労働相談コーナー	0282(24)7766
鹿沼総合労働相談コーナー	0289(64)3215
大田原総合労働相談コーナー	0287(22)2279
日光総合労働相談コーナー	0288(22)0273
真岡総合労働相談コーナー	0285(82)4443

【労働基準関係情報メール窓口】

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

取組 集中的な監督指導(重点監督)

【対象とする事業場】

- ・ 各種情報から時間外・休日労働時間数が月 80 時間を超えていると考えられる事業場
- ・ 長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等

【重点的に確認・指導する事項】

- ・ 時間外・休日労働について、削減するよう指導するとともに、36 協定の範囲内であるか確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 賃金不払残業が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 労働時間の管理に問題が認められた場合は、適正に把握するよう指導します。
- ・ 医師による面接指導の実施及びその結果に基づく健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

【重大・悪質な事案への対応】

重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検するとともに企業名等を公表します。

取組 過労死等防止対策推進シンポジウム (資料3参照)

日時: 令和3年11月15日(月) 14:00~16:10(受付13:00~)

会場: 栃木県教育会館 5階小ホール(宇都宮市駒生1丁目1番6号)

栃木県における過労死等防止対策、働く人のメンタルヘルスについての講演、過労死遺族による体験談報告などを聞くことができます。

取組 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問(詳細は別途公表)

日時: 令和3年11月16日(火) 14:00~

訪問先: ヤマゼンコミュニケーションズ(株) (宇都宮市インターパーク4-3-1)

栃木県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行い、取組状況について労使と対談します。

<添付資料>

- 資料1 過労死等防止啓発月間周知用リーフレット
- 資料2 過重労働解消キャンペーン周知用リーフレット
- 資料3 過労死等防止対策推進シンポジウム 開催案内

参考1 労働時間等の推移(全国・栃木県)

参考2 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です



週の労働時間が
60時間を
超えていませんか？



年次有給休暇の
取得はきちんと
できていますか？



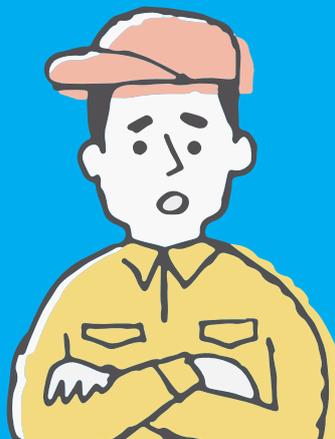
過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



仕事上の
不安や悩みを
抱えていませんか？



勤務間
インターバル制度を
ご存知ですか？



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ホットライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》

0120-811-610 (フリーダイヤル)

《受付時間》平日 / 17:00~22:00

土・日・祝日 / 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やその
ご家庭向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を
分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は…

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/
shozaiannai/roudoukyoku/](http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/)



●職場でのハラスメントにお悩みの方へ

《ハラスメント悩み相談室》

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



《あかるい職場応援団》

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》**0120-565-455** (フリーダイヤル)

《受付時間》月・火 / 17:00~22:00

土・日 / 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

《メール相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

《SNS相談》<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタル
ヘルス対策に取り組む事業者の方、またはご家族に
向けた支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団全国連絡会議 (過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0120-562-552



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料

事前申込

日時 2021年11月15日(月)
14:00~16:10 (受付13:00~)

会場 栃木県教育会館 5階小ホール
(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



主催：厚生労働省 後援：栃木県、宇都宮市、栃木県弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議、栃木県経営者協会、
連合栃木、栃木県社会保険労務士会、栃木産業保健総合支援センター、栃木県社会福祉士会、栃木県精神保健福祉士会

スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

栃木会場

- 14:00 開会挨拶
- 14:05 栃木労働局より現状の報告
- 14:20 栃木県における過労死等防止対策
- 14:35 過労死遺族等による体験談報告
- 14:50 休憩
- 15:00 講演「ワーク・エンゲイジメントに
注目した職場のメンタルヘルス:
健康で生き活きと働ける社会を目指して」
島津 明人 氏 (慶應義塾大学 総合政策学部 教授)
- 16:00 閉会挨拶

島津 明人 氏

慶應義塾大学 総合政策学部 教授



- 2000年 早稲田大学大学院文学研究科心理学専攻 博士後期課程修了
- 2001年 広島大学大学院教育学研究科心理学講座 専任講師
- 2003年 同 助教授
- 2006年 東京大学大学院医学系研究科精神保健学分野 准教授
- 2017年 北里大学一般教育部人間科学教育センター 教授
- 2019年 慶應義塾大学総合政策学部 教授(現職)

【専門領域】 精神保健学 産業保健心理学

博士(文学) 臨床心理士 公認心理師
日本行動医学会(顧問) 日本産業ストレス学会(常任理事 編集幹事)
日本産業精神保健学会(業務執行理事 編集委員)
国際労働衛生学会「仕事の心理社会的要因に関する科学委員会」(委員長)

会場のご案内

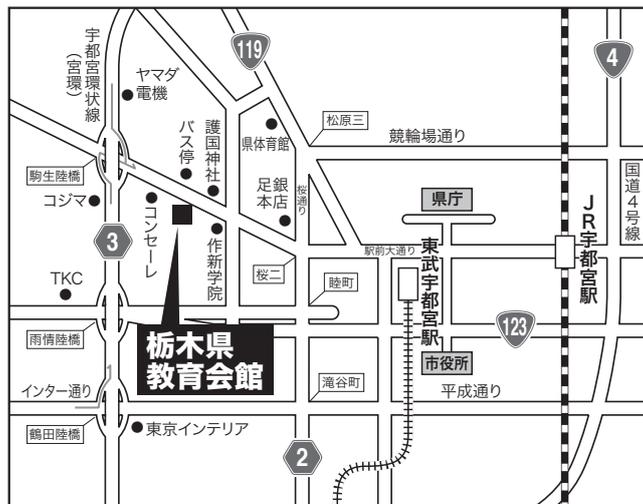
栃木県教育会館 5階小ホール

(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

- ・JR宇都宮駅(西口)下車 バスで「作新学院・駒生行 東中丸(会館前)」下車
- ・東武宇都宮駅下車 バスで「作新学院・駒生行 東中丸(会館前)」下車

参加申込について

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第締め切りさせていただきますのでご了承ください。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。



●Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンでQRコードを読み込んで下さい。

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- 経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士
- 社会保険労務士 パート・アルバイト 学生 過労死家族
- その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話: 0120-562-552 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

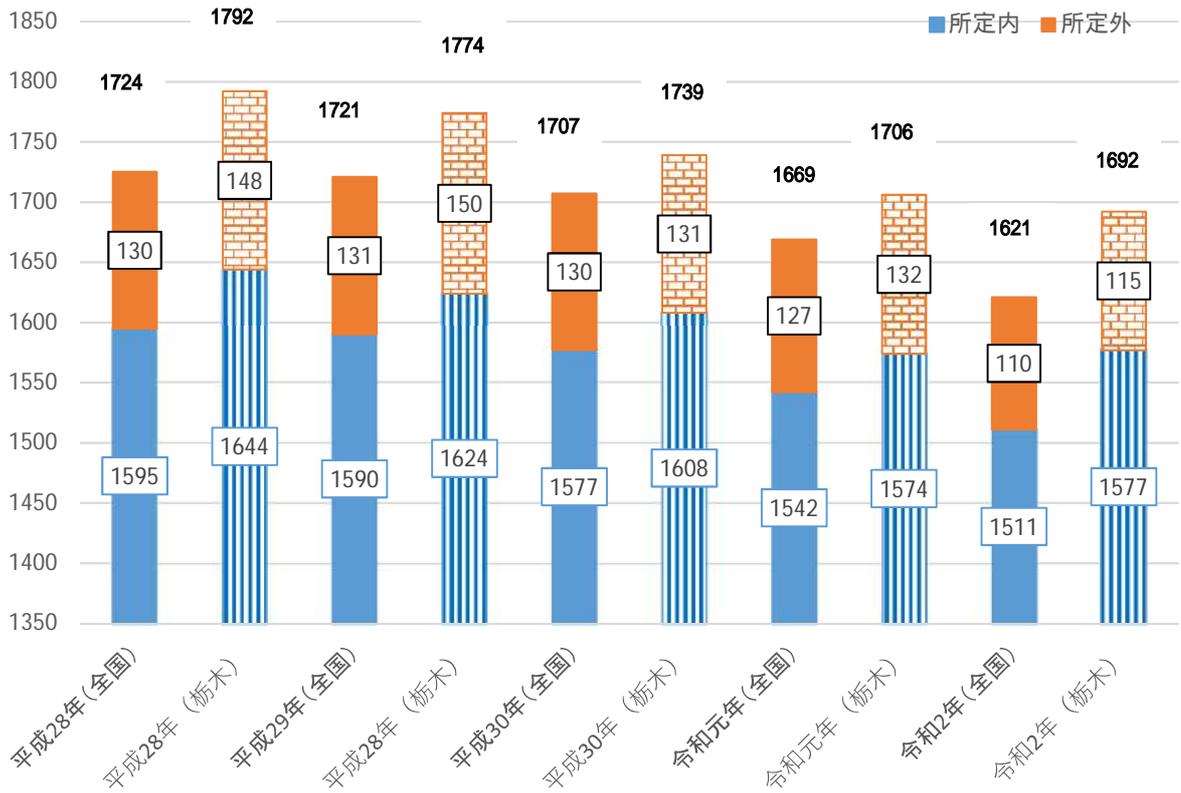
労働時間の推移 (全国・栃木県)

参考資料

【1. 栃木県・全国労働時間比較】 (事業所規模5人以上)

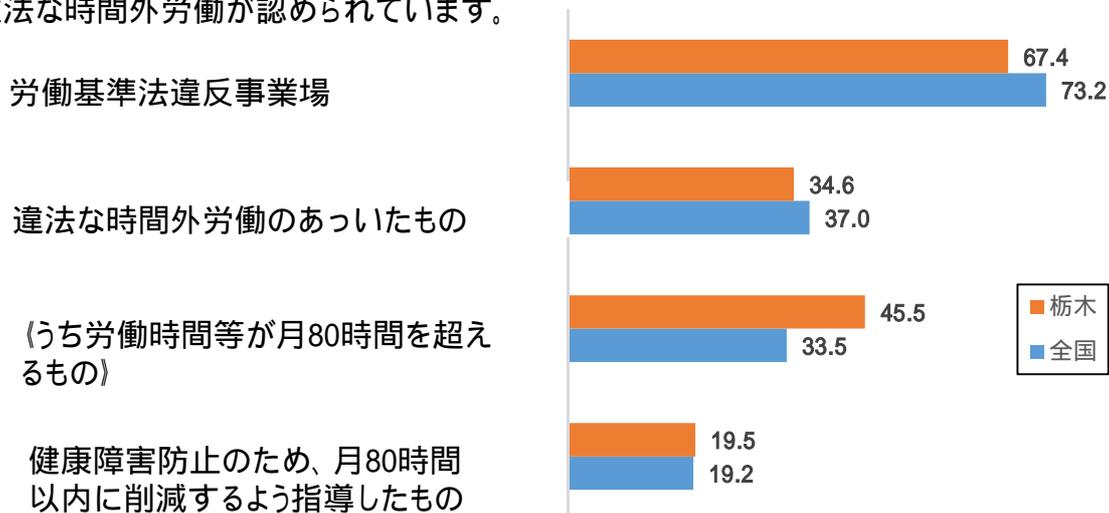
栃木県においては、令和2年の労働者一人当たりの年間総実労働時間が前年より14時間減少し1,692時間(全国1,621時間)となったものの、依然として所定労働時間及び所定外労働時間ともに経年的に全国平均を上回り続けています。

栃木県・全国所定労働時間・所定外労働時間の推移



【2. 長時間労働・監督指導結果】 (令和2年4月～令和3年3月)

栃木県内では、労働基準監督署による監督指導の結果、約4割弱の事業場において、違法な時間外労働が認められています。



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！



STOP!
し寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月6日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和3年11月6日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月6日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン